

秋田県告示第585号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金の価格の統制額を次のように指定し、平成31年1月1日から施行する。

公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定（平成12年秋田県告示第132号）は、平成30年12月31日限り、廃止する。

平成30年12月18日

秋田県知事 佐竹敬久

公衆浴場入浴料金の価格の統制額

- | | |
|-------------------|------|
| 1 大人（12歳以上の者） | 460円 |
| 2 中人（6歳以上12歳未満の者） | 130円 |
| 3 小人（6歳未満の者） | 90円 |